

家族収入の例 (地域 1)

これらの例は、キャッシュエイド (Cash Aid)、定職、そして助成金を受けたオン・ザ・ジョブ・トレーニング (OJT) の違いを示すためのものです。あなたが受け取る金額は、家族の員数、就労時間数、そしてその他の収入が幾らあるかによります。

地域 1 扶助単位数 = 2	キャッシュエイド のみを受領した場合	定職 税引き前所得がキャッシュ エイドの額と同額の場合	助成金を受けた OJT
二人分のキャッシュエイド	\$696	\$696	助成金の\$696は 雇用主に当てられる
月間税引き前所得	該当しない (N/A)	\$696	\$696
除外される勤労所得	N/A	\$696 - \$500 = \$196	N/A
税引き前所得から\$500を差引く	N/A	\$196	N/A
除外される勤労所得から50%差引く	N/A	\$196 x 50% = \$98	N/A
課税対象所得	N/A	\$98	N/A
二人分のキャッシュエイド	\$696	\$696	\$696
課税対象所得分を差引く	N/A	\$696 - \$98 = \$598	\$696
受け取ったキャッシュエイド	\$696	\$598	\$0
純賃金*	N/A	\$696 - \$63** = \$633	N/A
総収入	\$696	\$598 + \$633 = \$1231	\$696 - \$63** = \$633

*純賃金= 税引き前所得から社会保障 (Social Security)、メディケア (Medicare)、そして州傷害保険 (State Disability Insurance, SDI) 税として9%分を差引いた額
**社会保障 (Social Security)、メディケア (Medicare)、そして州傷害保険 (State Disability Insurance, SDI) 税の合計をドル単位で四捨五入した数字。

地域 1 扶助単位数 = 3	キャッシュエイド のみを受領した場合	定職 税引き前所得がキャッシュ エイドの額と同額の場合	助成金を受けた OJT
三人分のキャッシュエイド	\$878	\$878	助成金の\$878は 雇用主に当てられる
月間税引き前所得	該当しない (N/A)	\$878	\$878
除外される勤労所得	N/A	\$878 - \$500 = \$378	N/A
税引き前所得から\$500を差引く	N/A	\$378	N/A
除外される勤労所得から50%差引く	N/A	\$378 x 50% = \$189	N/A
課税対象所得	N/A	\$189	N/A
三人分のキャッシュエイド	\$878	\$878	\$878
課税対象所得分を差引く	N/A	\$878 - \$189 = \$689	\$878
受け取ったキャッシュエイド	\$878	\$689	\$0
純賃金*	N/A	\$878 - \$79** = \$799	N/A
総収入	\$878	\$689 + \$799 = \$1488	\$878 - \$79** = \$799

*純賃金= 税引き前所得から社会保障 (Social Security)、メディケア (Medicare)、そして州傷害保険 (State Disability Insurance, SDI) 税として9%分を差引いた額
**社会保障 (Social Security)、メディケア (Medicare)、そして州傷害保険 (State Disability Insurance, SDI) 税の合計をドル単位で四捨五入した数字。

地域 1 扶助単位数 = 5	キャッシュエイド のみを受領した 場合	定職 税引き前所得がキャッシュ エイドの額と同額の場合	助成金を受けた OJT
五人分のキャッシュエイド	\$1242	\$1242	助成金の\$1242は 雇用主に当てられる
月間税引き前所得	該当しない (N/A)	\$1242	\$1242
除外される勤労所得	N/A	\$1242 - \$500 = \$742	N/A
税引き前所得から\$500を差引く	N/A	\$742	N/A
除外される勤労所得から50%差引く	N/A	\$742 x 50% = \$371	N/A
課税対象所得	N/A	\$371	\$1242
五人分のキャッシュエイド	\$1242	\$1242	\$1242
課税対象所得分を差引く	N/A	\$1242 - \$371 = \$871	\$1242
受け取ったキャッシュエイド	\$1242	\$871	\$0
純賃金*	N/A	\$1242 - \$112** = \$1130	N/A
総収入	\$1242	\$871 + \$1130 = \$2001	\$1242 - \$112** = \$1130

*純賃金= 税引き前所得から社会保障 (Social Security)、メディケア (Medicare)、そして州傷害保険 (State Disability Insurance, SDI) 税として9%分を差引いた額
**社会保障 (Social Security)、メディケア (Medicare)、そして州傷害保険 (State Disability Insurance, SDI) 税の合計をドル単位で四捨五入した数字。